

石川県公報

令和3年9月28日

第13443号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

目	次
告示	
○平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等の一部改正 (管財課)	1
○平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等の一部改正 (同)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定 (森林管理課)	2
公告	
○特定調達契約に係る入札公告 (デジタル推進課)	3
○農用地利用配分計画の認可公告 (農業政策課)	4

告示

石川県告示第369号

平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号。以下「平成9年告示」という。)の一部を次のように改正する。

令和3年9月28日

石川県知事 谷本正憲

第3条第1項第1号ウを削り、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第4条第6号を次のように改める。

(6) 社会的取組の状況

第4条中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とする。

第7条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

附則

1 この告示は、公表の日から施行する。

2 改正後の平成9年告示の規定は、令和4年度以後の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の資格の審査(以下「入札参加者資格審査」という。)について適用し、令和3年度以前の入札参加者資格審査については、なお従前の例による。

石川県告示第370号

平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成11年石川県告示第653号。以下「平成11年告示」という。)の一部を次のように改正する。

令和3年9月28日

石川県知事 谷本正憲

第3条第1項第1号ウを削り、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第4条第7号を次のように改める。

(7) 社会的取組の状況

第4条中第8号及び第9号を削り、第10号を第8号とする。

第7条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 改正後の平成11年告示の規定は、令和4年度以後の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の資格の審査（以下「入札参加者資格審査」という。）について適用し、令和3年度以前の入札参加者資格審査については、なお従前の例による。

石川県告示第371号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和3年9月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
鳳珠郡穴水町字甲壺〇1の2
- 2 保安林として指定された目的
航行の目標の保存
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び穴水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
鳳珠郡穴水町字川尻元中居南へ4の2から4の9まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び穴水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
鳳珠郡穴水町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び穴水町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和3年9月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

- (1) 借上件名及び数量
ネットワーク管理用機器 借上 一式
- (2) 調達件名の特質等
入札説明書による。
- (3) 借上期間
令和4年3月1日から令和9年2月28日まで

- (4) 借上場所
別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和3年石川県告示第132号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

3 入札者に要求される義務

入札参加希望者は、次の(1)から(3)までに示す事項について証明する書類を令和3年10月25日(月)午後5時までに4(1)の場所に提出しなければならない(郵送の場合は、簡易書留とし、提出期限内必着とする)。提出された証明書等を審査した結果、当該物品を納入することができると認められる者に限り、入札参加対象者とする。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 当該調達物品が入札説明書に示す仕様に合致していること。
- (2) 当該調達物品を確実に納入できること。
- (3) 当該調達物品を納入後、保守、点検、修理その他アフターサービスを速やかに提供できること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部デジタル推進課
電話番号 076-225-1322 FAX番号 076-225-1319
- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札説明書の交付期間

令和3年9月28日(火)から同年10月15日(金)までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

(4) 入札書の受領期限

令和3年11月8日(月)午前10時(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。)

(5) 開札の日時及び場所

令和3年11月8日(月)午前10時 石川県庁行政庁舎711会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be rented

Computer networks management equipment

(2) Period of lease

From March 1 2022 through February 28 2027

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

10:00 a.m. November 8, 2021

(5) Contact point for the notice

Digital Promotion Division, General Affairs Department,

Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan

Phone +81-76-225-1322

農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和3年9月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
棚田 光子	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町上後山に54番ほか1筆
棚田 孝博	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町上後山に22番1
棚田 啓二	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町上後山に30番
福井 明雄	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町尾崎西5番
竹口 一郎	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町尾崎西26番ほか1筆
農事組合法人 あぐりばんば	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町小竹西41番ほか13筆
松田 武	七尾市	七尾市中島町屋北8番ほか1筆
松田 友也	七尾市	七尾市中島町屋南1番ほか2筆
丸山 勝	七尾市	七尾市中島町藤瀬へ23番ほか20筆
農事組合法人 アグリ飯川	七尾市	七尾市飯川町イ7番ほか106筆
農事組合法人 SIMO陣屋	七尾市	七尾市下町ア51番ほか13筆
日光 務	七尾市	七尾市飯川町イ2番ほか8筆
農事組合法人 鵜浦営農組合	七尾市	七尾市鵜浦町上245番1ほか2筆
松田 武	七尾市	七尾市中島町屋北18番ほか3筆
農事組合法人 なたうち	七尾市	七尾市中島町屋南18番ほか102筆
有限会社 花田農産	七尾市	七尾市中島町鳥越令1番ほか4筆
丸山 勝	七尾市	七尾市中島町藤瀬に24番1ほか43筆
農事組合法人 KMファーム	鳳珠郡能登町	鳳珠郡能登町字国光四字38番
鍛冶屋 文男	鳳珠郡能登町	鳳珠郡能登町字上ホ33番
荒井 正弘	金沢市	かほく市大崎6字241番ほか7筆
喜綿 和彦	河北郡津幡町	かほく市大崎7字272番ほか32筆
小林 俊樹	金沢市	かほく市大崎6字64番ほか72筆
小林 祐介	金沢市	かほく市大崎5字117番ほか62筆
寺本 央輔	金沢市	かほく市大崎6字125番ほか15筆
西川 和久	かほく市	かほく市大崎7字164番ほか2筆
西川 良幸	かほく市	かほく市大崎7字30番ほか8筆
松平 裕喜	金沢市	かほく市大崎5字68番ほか18筆
有限会社 かわに	金沢市	かほく市大崎6字32番ほか102筆
吉川 康信	金沢市	かほく市大崎5字224番ほか6筆
小坂 清俊	能美市	能美市牛島町口5番ほか10筆

2 認可年月日

令和3年9月28日

